

令和2年度宇城市吹付けアスベスト除去等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アスベストを含有する民間建築物の無害化を促進し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、安全で安心なまちづくりを目指すことを目的として、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年国官会第2317号。以下「国の要綱」という。）に基づき、補助事業を行うもの（以下「申請者」という。）に対し、予算の範囲内でこれに要する費用の一部を補助することに関し、宇城市補助金等交付規則（平成17年宇城市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、国の要綱に定めるもののほか、次に掲げるところによる。

- (1) 補助事業 民間建築物のアスベスト除去を行う事業をいう。
- (2) アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。
- (3) 吹付けアスベスト等 防耐火性能、吸音性能等を確保するために、建築物の壁、柱、天井等に吹付け施工された吹付けアスベスト、吹付けロックウール及びアスベストを含有するおそれのある吹付け建築材料をいう。
- (4) 民間建築物 国、地方公共団体その他の公共団体又はこれらの者に準ずる者が所有権等を有する建築物以外の建築物をいう。
- (5) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項又は第3項に規定する者をいう。

(補助事業)

第3条 市長は、次条の各号のいずれにも該当する民間建築物のアスベスト除去を行う者に対して、その申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、仮設建築物である場合を除くものとする。

(補助対象建築物等)

第4条 補助の対象となる民間建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宇城市内にあるもの
- (2) 露出して施工されている吹付け建材について調査を行い、石綿を0.1パーセントを

超えて含有していると確認されたもの

- (3) 宇城市吹付けアスベスト除去等事業を施行したことがない部分であるもの
(申請者)

第5条 補助事業を行おうとするもの（以下「申請者」という。）は、前条に規定する建築物を所有する者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税に滞納がない者
(2) 吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みを行う事業（以下「アスベスト除去等工事」という。）に関し、他の補助金等を受けていない者
(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助対象経費は、アスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する工事費及び処分費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、復旧に要する費用は含まない。

2 補助金の額は、国の要綱に基づき、市長が算定した補助対象経費の3分の2以内とする。

3 前項の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金交付申請)

第7条 申請者は、アスベスト除去等工事を行う前に、補助金交付申請書（様式第1号）及び建築物石綿含有建材調査者により策定された補助事業実施計画書（様式第2号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助の決定)

第8条 市長は、提出された前条の申請書の内容を審査し、補助金交付の適否を補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

(変更事項等の承認申請)

第9条 申請者は、第7条の規定により申請した事業内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書（様式第4号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、提出された前項の申請書の内容を審査し、補助金交付決定変更の適否を補助金交付決定変更承認（非承認）通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(事業廃止の承認申請)

第10条 申請者は、第7条の規定により申請した事業を廃止しようとするときは、補助事業廃止承認申請書（様式第6号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をした場合は、補助事業廃止承認書（様式第7号）により通知するものとする。

(報告事項)

第11条 申請者は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる報告書により当該各号に定める期日までに市長に報告しなければならない。

(1) 補助事業が完了したとき 補助事業実績報告書(様式第8号)により完了から起算した日から20日を経過する日又は当該年度の1月末日のいずれか早い日まで

(2) 補助事業の完了予定日を延期する必要があるとき 完了期日延期報告書(様式第9号)により延期する必要があると判断した日まで

(補助事業のしゅん工に伴う確認)

第12条 申請者は、前条第1号に定める実績報告と同時にしゅん工確認検査要請書(様式第10号)により添付書類等を添えて市長に提出し、その確認を受けなければならない。

2 前項の確認を行った者は、しゅん工確認調書(様式第11号)により、復命しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書を受領した場合は、その内容について事業の成果が補助金の交付決定の内容及び関係法令等に適合するかを審査し、適合すると認めるときは補助金額確定通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助金の交付を受ける場合は、補助金交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請等による不正の事実が判明したとき。

(2) 適正なアスベスト除去等工事でなかったことが判明したとき。

(3) その他補助金の交付が適当でないと市長が認めるとき。

2 前項の規定は、補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、前2項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定(額の確定)取消通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第2項の規定により補助金額の確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、補助金返

還命令書（様式第15号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の経理）

第17条 申請者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 申請者は、市長が必要と認めるときは、前項の書類を提示しなければならない。

（維持管理義務）

第18条 申請者は、補助事業完了後において当該建築物等の最低限の安全性が確保されるよう自ら適正に管理しなければならない。

2 市長は、補助事業完了後において、補助の目的を達成するため必要があるときは、申請者に係る建築物等について調査し、又は申請者に対して報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。